

議長に議会招集権を付与することを求める意見書

地方自治体の長と議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下では、長と議会は対等の機関であり、議会は自治体運営の基本的な方針を議決し、執行機関を監視・評価することが求められている。

さらに、地方議会が住民の負託にこたえ、その機能を十分に発揮していくためには、政策立案や政策提言を積極的に行うなど、地方議会の権能強化を図っていく必要があり、議会の役割はますます重要となっている。

しかしながら、一部の地方自治体において、長が法令の規定に違反し、議会を招集せず、専決処分を濫用し、議会の権能を封じ込める事態が発生している。

これは、二元代表制の否定につながり、地方自治の根幹を揺るがす重大な問題であって、看過できるものではない。

よって、国におかれては、地方議会の自立性を確立し、議会が与えられた機能を発揮するためにも、長のみが議会を招集する現行の仕組みを改め、議長にも議会招集権を付与する地方自治法の改正を早急に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
総務大臣

神奈川県立川崎高等職業技術校京浜分校の跡地活用に関する意見書

神奈川県立川崎高等職業技術校京浜分校は、昭和 22 年 12 月に設置され、新たに職業人になろうとする人や、職業の転換を目指そうとする人等に職業訓練を通じた能力開発を行ってきたが、平成 20 年 3 月に閉校となり、現時点では、跡地活用についての県としての利用計画はないとのことである。

一方、当該跡地のある川崎区内には特別養護老人ホームが 5 か所、保育所が 27 か所あるが、入所を希望しながら待機している人が多数いるほか、公園の数も十分ではなく地域コミュニティを育む場が不足している状況にある。

そのため、当該跡地の整備・活用に寄せる地域住民の期待が膨らんでおり、当該跡地に特別養護老人ホーム、保育所及び公園を整備するよう要望されている。

本市としても、厳しい財政状況下ではあるが、特別養護老人ホーム、保育所及び公園の整備を重要課題と位置付け、増大する市民の需要に対応するため、民間事業者の活用を含む多様な手法により整備を推進するとともに、必要な用地等の確保に取り組んでいる。

よって、県におかれては、このような事情に配慮され、本市又は民間事業者が特別養護老人ホーム、保育所、公園等の整備を目的とする市民の福祉の増進のために当該跡地の提供を要望した際には、優先的に協議に応じるとともに、その提供に当たっては、無償貸付、等価交換、定期借地権の設定等の多様な手法による利用が可能となるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

独立行政法人都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書

全国で76万戸、本市で7,400戸を超える独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の賃貸住宅は、いわゆる住宅セーフティネット法において公的賃貸住宅と位置付けられ、高齢者や子育て世帯等の居住の安定のための配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めることが求められている。

しかしながら、本年4月に行われた国の行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けでは、機構の賃貸住宅事業について「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」との評価がなされた。

また、国土交通省は本年2月に「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」を設置し、検討会では事業仕分けの評価結果も踏まえて議論が行われ、機構のあるべき組織形態についての案が示された。

今後、検討会での議論を受けて、国は機構の組織の在り方を検討することになるが、機構の賃貸住宅については、独立行政法人都市再生機構法の制定時に衆参両院において、居住者の居住の安定を図ること、家賃の設定及び変更の際に居住者への過大な負担とならないよう配慮すること等の附帯決議が付されている。

よって、国及び機構におかれては、この附帯決議を遵守するとともに、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 機構の賃貸住宅について、国の責任の下で公的賃貸住宅として継続させること。
- 2 機構の賃貸住宅の家賃制度について、高齢者や子育て世帯等も安心して住み続けられる制度となるよう検討を行うこと。
- 3 機構が管理する賃貸住宅の再編方針を見直し、公的賃貸住宅の再生・発展のため新たな政策を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長

都市農業の確立と相続税制に関する意見書

都市農業は、消費者に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、地球温暖化の緩和や緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所など多面的な機能を担ってきた。

こうした中、本年3月に今後10年間の農業政策の在り方を示した食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。この基本計画の下、国は、食料・農業・農村政策を国家戦略として位置付け、都市農業振興のための取組を推進するとしている。

一方で、国は、平成23年度税制改正に向け、相続税の見直し等について検討を進めているところであるが、その中で、租税特別措置の抜本的見直しの一環として相続税における納税猶予制度がその対象となり、廃止・縮減に向けた議論が避けられない状況となっている。

相続税制に関わる国のこのような対応は、食料・農業・農村基本計画に掲げた政策に逆行するものであり、都市農業にとって大変憂慮すべき事態である。

よって、国におかれては、都市農業の維持・発展のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 都市農業の振興と農地の保全を図るため、市街化区域内の農地を当該区域以外の農地と同様に位置付けて、税の負担軽減を図るなど、将来にわたり農業が安心して継続できる農業政策と農地税制を整備すること。
- 2 都市農地の減少が懸念される相続税の課税強化や課税方式の変更を行わないこと。
- 3 都市農業の維持に不可欠な相続税納税猶予制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

あて

子ども手当の財源の全額国庫負担を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年12月10日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

子ども手当の財源の全額国庫負担を求める意見書

国は、平成22年度から導入した子ども手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、平成22年度予算では暫定措置として地方負担約6,100億円が盛り込まれた。

国は、子ども手当に係る地方負担を平成23年度以降は継続しないことを明言していたにもかかわらず、来年度以降も地方負担を求めることに前向きな考えを示している。

子育て支援について、地域の実情に応じ創意工夫を発揮できる分野は地方公共団体が担当し、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当すべきである。地方との十分な協議もないままに、子ども手当に係る来年度予算においても地方負担を継続させることはあってはならない。

よって、国におかれては、平成23年度以降の子ども手当の財源について、当初明言していたとおり、地方に負担を求めることなく、全額国庫負担とされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 あて

財務大臣

厚生労働大臣

国家戦略担当大臣

意見書案第33号

新生児マススクリーニング事業及び小児慢性特定疾患対策の充実を求める
意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年12月10日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

新生児マススクリーニング事業及び小児慢性特定疾患対策の充実を求める意見書

治療可能でかつ放置すれば心身障害などを引き起こす病気の早期発見を行う新生児マススクリーニング検査は、昭和52年から全国で導入され、現在、発症前に発見すれば有効な治療法が確立されている先天的な6種類の疾患について実施されているところである。

さらに、近年では、従来検査方法に比べ、発見できる先天性疾患数が著しく拡大されるタンデムマス法が開発され、欧米を中心にこの方法が普及しつつあるが、国内でもその導入に向け、厚生労働科学研究として検討が進められており、これまで以上に多くの子どもたちが障害から救われることが期待されている。

一方で、新生児マススクリーニング検査等により発見された小児慢性特定疾患患者であっても、20歳に達すると医療費助成を打ち切られることから、治療や通院を断念せざるを得ない場合もあり、成人後の支援の体制が十分ではない。

よって、国におかれては、新生児マススクリーニング事業の制度整備及び病気が発見された子どもたちの治療の継続と安心してできる社会参加のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 新生児マススクリーニング検査について、国民や医療機関等に広く周知を図るとともに、厚生労働科学研究として取り組んだ成果などを評価・検証し、速やかにタンデムマス法等の有効な検査方法を導入すること。
- 2 新生児マススクリーニング事業の実効性を高めるため、検査、治療並びに患者及びその家族への支援に至る一連の体制整備に総合的に取り組むこと。
- 3 新生児マススクリーニング検査等により発見された患者が、成人後も継続して安定した治療が受けられるよう、国の特定疾患治療研究事業に位置付けるなど引き続き医療費助成の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第34号

経済連携協定交渉に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年12月10日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者	川崎市議会議員	飯塚	正良
	〃	東	正則
	〃	粕谷	葉子
	〃	伊藤	久史
	〃	雨笠	裕治
	〃	玉井	信重
	〃	青山	圭一
	〃	西	讓治
	〃	織田	勝久
	〃	堀添	健介
	〃	三宅	隆介
	〃	飯田	満子
	〃	太田	公子
	〃	山田	益男
	〃	市川	佳子
	〃	岩隈	千尋

経済連携協定交渉に関する意見書

現在、我が国は、生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、デフレ基調の厳しい状況下であり、そのため、日本経済は、かつての活力を喪失し、雇用の担い手として期待されたサービス産業も伸び悩んでいる状況にある。

また、我が国は、世界最大級の食料輸入国でもあり、資源、食料等を円滑に輸入する一方で、我が国の優れた技術に基づく製品の輸出により必要な外貨を得なければならない。

そのため、貿易・投資の自由化に関する経済連携の取組を早急に推進するとともに、我が国の新たな農業の道を切り開く必要がある。

一方、経済連携により大きな影響を受ける可能性のある食料・農業・農村を巡る状況は、食料自給率の低迷、農業生産や農業所得の減少、農業人口の減少・高齢化、農地面積の減少等の危機的状況にあるため、食料の安定供給の観点からも、農業等の再生・強化を早急に行う必要がある。

よって、国におかれては、経済連携協定交渉に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 経済連携の推進に際しては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興等を損なうことのないよう十分配慮し、経済連携の推進と農林水産業の再生・強化とを両立させること。
- 2 オーストラリア、韓国を始めとする2国間のEPA（経済連携協定）を積極的に推進するとともに、アジアを中心とした広域経済連携を進めること。
- 3 TPP（環太平洋パートナーシップ）については、農林水産業のみならず、広範な影響が予想されるため、まず情報収集のための協議を行い、参加・不参加を判断するとともに、参加条件を詰める際には、徹底的な検証と国民的議論を行うこと。
- 4 農業を「日本の成長産業」として確立していくために、農業予算を大幅に拡大するとともに、農業生産の拡大、外需の獲得、農業の輸出産業化等のための政策を推進することにより、農業経営の発展を図り、農業所得の増大を図ること。
- 5 看護師、介護福祉士などを含む海外からの人の受入れの在り方については内外の状況を踏まえて熟慮するとともに、基準認証を含む規制制度改革を進めるなど非関税分野に対する取組も合わせて行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

あて

意見書案第 35 号

TPPへの参加に対し慎重な対応と営農者への早急な環境整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年12月10日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

TPPへの参加に対し慎重な対応と営農者への早急な環境整備を求める意見書

内閣は、去る11月9日、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定について「国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」方針を確認し、来年6月前後に参加の是非について決定すると表明するなど例外なしの関税撤廃を原則とするTPPへの参加への道を進んでいる。

内閣府は、日本のTPPへの参加により、GDP（国内総生産）が2.4兆円から3.2兆円程度増えると試算し、経済産業省も、日本がTPPに参加しない場合は、既に自由貿易協定で先行している韓国に後れを取り、GDPは平成32年までに10.5兆円程度も減少すると予想している。

一方で、日本がTPPに参加することになれば、農業大国である米国やオーストラリアからの農産物輸入も完全に自由化することは避けられず、それによって米の生産は9割減少するとされており、食料自給率は現状の40%から13%程度に低下するとされている。

さらには、農林水産省の試算によれば農林水産業及び関連産業でGDPが8.4兆円程度減少し、350万人程度の雇用が失われるとされており、我が国の農林水産業や地域社会は、壊滅的な打撃を受ける懸念がある。

TPPへの参加に当たっては、日本の長期的な国家戦略の中で、国内の地域産業をいかに守り、強化するという視点で、じっくり腰を据えた議論が必要である。

今、我が国に迫られるのは、崩壊の危機が広がる農業を立て直し、食料自給率を向上させることにあり、営農者が安心して生産に励める環境を国の責任で整え、各国の食料主権を尊重した貿易ルールを確立することが不可欠である。

よって、国におかれては、TPPへの参加には慎重に対応の上、国際競争力の強化と国内農林水産業の保護を両立させる政策を推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 　あて

外務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣